

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
61	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和6年11月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務			
②事務の概要	子ども医療費助成に関する事務は、名古屋市子ども医療費助成条例(昭和47年10月条例第73号)に基づき、子どもの医療費の助成を行うことにより、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする事務である。 ①資格事務(受給資格の確認(新規・変更・喪失)) ②医療証の更新 ③助成費の支給 ④高額療養費の代理受領、本人請求 これらの事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る子ども医療費助成に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。			
③システムの名称	福祉医療費システム、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)、電子申請システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども医療費助成情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第2項、第19条6号 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第9号 <情報提供> ・情報提供なし			

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部医療福祉課
②所属長の役職名	医療福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所健康福祉局生活福祉部医療福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人事的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・複数職員での確認を行う等、人為的ミスの防止策を含む事務処理マニュアルを作成している。 ・毎年度、頻度が年1回の事務に対して担当者会を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(下記追加) ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る子ども医療費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	重要な変更にあたらない (PMH導入に伴う変更)
令和6年11月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療費システム、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉医療費システム、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)、電子申請システム	事前	重要な変更にあたらない (PMH・電子申請導入に伴う変更)
令和6年11月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・番号法第9条第2項、第19条6号 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事前	重要な変更にあたらない (PMHの導入及び本市条例の名称変更)
令和6年11月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課	事前	重要な変更にあたらない (組織変更に係る変更)
令和6年11月28日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新)
令和6年11月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	人手が介在する局面ごとに、人事的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・複数職員での確認を行う等、人為的ミスの防止策を含む事務処理マニュアルを作成している。 ・毎年度、頻度が年1回の事務に対して担当者会を実施している。	事前	重要な変更にあたらない (様式変更に伴う新規記載)